

計 画 書

那覇広域都市計画公園の変更（西原町決定）

都市計画公園 6・5・8 西原運動公園、ほか 2 公園を次のように変更する。

種別	名称			位置	面積	備考
	番号		公園名称			
	区分	規模 一連番号				
運動公園	6	5	8	西原町字翁長、字呉屋	約 17.2 ha	区域及び面積の変更
街区公園	2	2	西 4 号	西原町字与那城	約 0.22 ha	区域及び名称の変更
街区公園	2	2	西 6 号	西原町字柵原	約 0.11 ha	区域、面積及び名称の変更

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：

- 6・5・8 西原運動公園の区域面積を約 17.4ha から約 17.2ha に改め上記表のように変更する。
(経緯と変更理由)

・基本計画に基づき昭和 56 年 3 月 7 日に都市計画決定がなされ、同年事業認可を取得し事業に着手しております。その後、年次的に運動施設等の実施設計及び整備を行っております。

今回の変更は、進入路及び駐車場等の実施（詳細）設計において、法面構造に一部変更が生じたことによる公園区域の変更となっております。

- 2・2・4 与那城公園を2・2・西4号与那城公園に名称を改め、種別を児童公園から街区公園に、位置を字与那城大多良原から西原町字与那城に改め上記表のように変更する。

(経緯と変更理由)

- ・昭和55年2月25日に都市計画決定がなされ、同年事業認可を取得し事業に着手しております。
- 今回の変更は、実施（詳細）設計において、地域からの意見を踏まえた結果、遊具配置に変更が生じたことによる公園区域の変更となっております。

- 2・2・6 柵原公園を2・2・西6号柵原公園に名称を改め、種別を児童公園から街区公園に、位置を字柵原前原から西原町字柵原に、区域面積を約0.10haから約0.11haに改め上記表のように変更する。

(経緯と変更理由)

- ・当該公園は昭和55年9月27日に都市計画決定がなされ、昭和56年5月16日に供用開始されております。その後、昭和60年に上原柵原土地区画整理事業により、街区公園として新たに換地指定されたことで公園区域に変更が生じたため、今回の公園区域の変更となっております。